

～児童扶養手当受給者のみなさまへ～

令和8年4月からの手当額改定のお知らせ

令和8年4月から手当額(月額)が次のとおり改定されますので、お知らせいたします

記

区分	手当月額	令和8年3月まで	令和8年4月から
扶養児童(1名)〈全体額〉	全部支給	46,690 円	48,050円
	一部支給	46,680 円～11,010 円	48,040円～11,340 円
第2子以降加算額(1人につき)	全部支給	11,030円	11,350 円
	一部支給	11,020円～5,520 円	11,340 円～5,680 円

【お問い合わせ先】

積丹町役場	振興局
住民福祉課 児童扶養手当担当 電話:0135-44-2113	北海道後志総合振興局 社会福祉課子ども子育て支援室 電話:0136-23-1956